

制度の概要

■児童発達支援（0歳から5歳）

発達を促すための支援を必要とする未就学児を対象として、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行う。

■放課後等デイサービス（6歳から18歳）

支援を必要とする障がい児を対象に、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

■対象者

3手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）所持者、医療的ケア児など

【国の利用者負担額の考え方】

- 生活保護世帯、市民税非課税世帯は、利用者負担0円（公費100%）
- 課税世帯は、原則1割負担（世帯の所得に応じ、負担上限月額を設定）

例）放課後等デイサービス 1日利用料10,000円（公費90%:9,000円、利用者負担10%:1,000円）※負担上限月額を超えた利用は公費負担

区分	対象年齢	第1子	第2子	第3子
児童発達支援	0～2歳	10%負担	5%負担	無償
	3～5歳	無償		
放課後等 デイサービス	6歳以上	10%負担		

市民税の課税状況等		負担上限月額
市民税課税世帯	所得割28万円未満	4,600円
	上記以外	37,200円

利用者負担額（独自減免）について

①早期療育の推進、②子育て支援の強化、③サービス基盤の整備促進を目的として

平成26年度より児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用者負担額の独自減免（無償）を実施

目的達成

区分	対象年齢	第1子	第2子	第3子
児童発達支援	0～2歳	無償（市独自）		無償
	3～5歳	無償		
放課後等 デイサービス	6歳以上	無償（市独自）		

【減免の評価】

①早期療育の推進	幼い頃からサービス利用が促され、実利用者数、延利用者数とも大幅に伸びた
②子育て支援の強化	必要な支援が受けられる環境が整い、就学児の療育環境が強化された
③サービス基盤の整備促進	事業所数は平成26年度の4か所から、令和8年4月現在で21か所と大幅に増加した

障害児通所支援費等（利用者負担額の独自減免）の推移

現状の分析

- こどもの数（18歳未満）は減少傾向にあるものの、利用者数は増加傾向
- 障害児通所給付費（公費）と利用者負担独自減免の額は、H26決算とR6決算を比較すると大幅な増加

持続可能な事業へ

+ 5.8 億円

番号	項目	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
1	障害児通所給付費【千円】	54,315	113,118	184,519	256,793	315,347	383,815	419,280	465,648	579,053	608,930	635,135
2	市独自減免額【千円】	2,883	4,654	6,002	7,970	10,335	9,849	8,317	9,817	11,787	13,196	13,056
3	利用者数（実人数）【人】	208	229	296	356	438	478	483	498	543	553	538
4	こども数（0～18歳）【人】	12,615	12,254	11,969	11,709	11,408	11,124	10,781	10,496	10,085	9,720	9,410

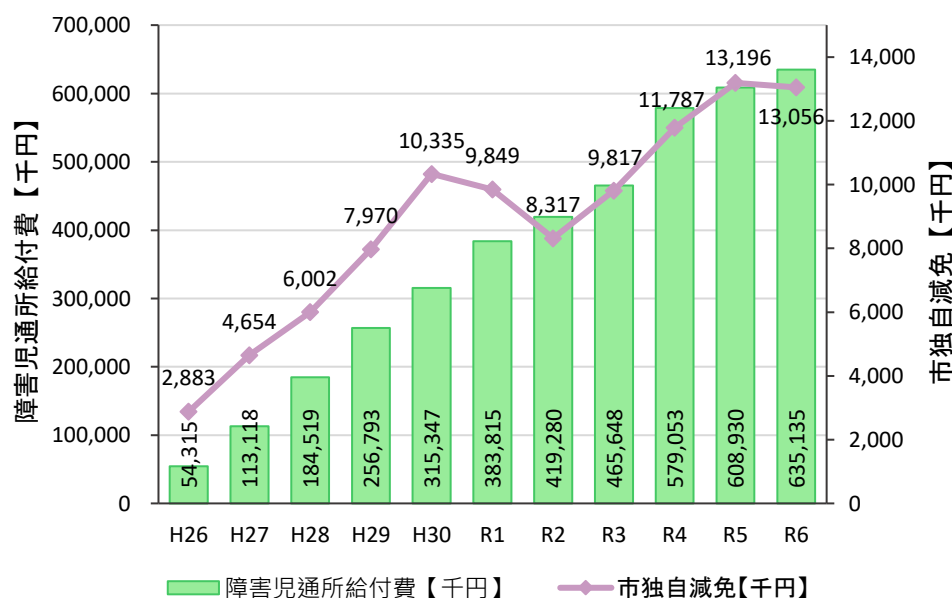
※H26～R6は決算額

※事業所数はH26年度までは4事業所（定員50人）

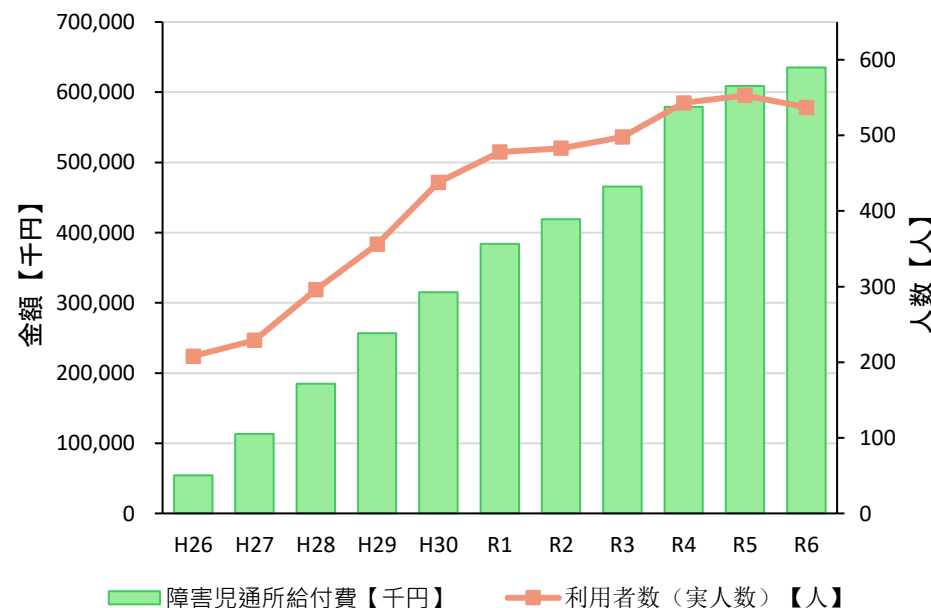
➡R8.4現在21事業所（定員230人）へ増加

▲ 3,205 人

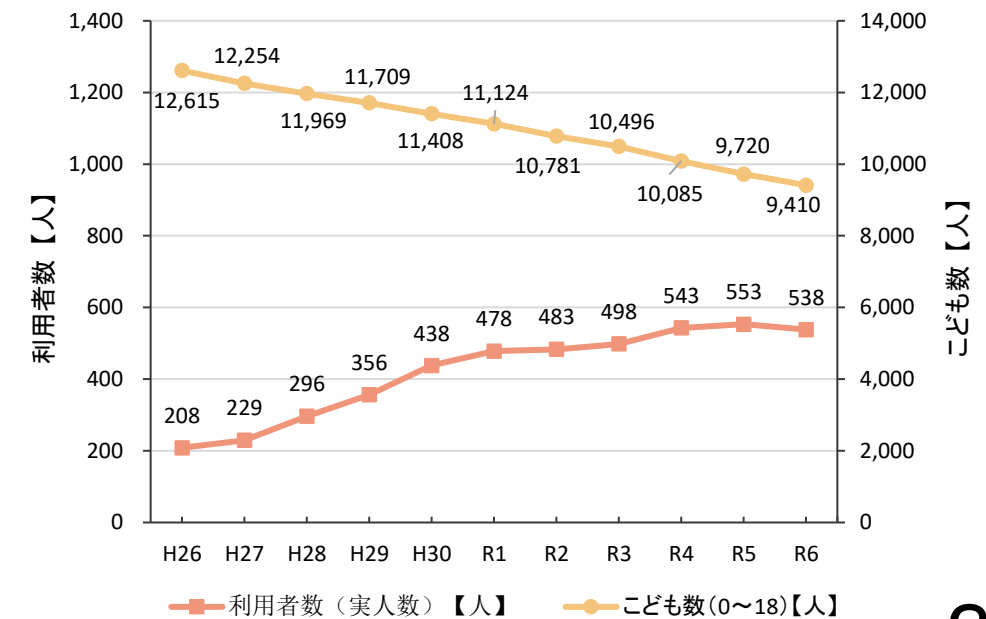
グラフ① 障害児通所給付費と市独自減免の推移



グラフ② 障害児通所給付費と利用者数の推移



グラフ③ 利用者数と子ども数の推移



利用者負担額（独自減免）の見直し案について

公費負担の適正化を図り、持続可能な事業展開を目指すため、利用者負担額の独自減免を見直す

見直し内容

- ・児童発達支援の独自減免は**継続**
- ・放課後等デイサービスの独自減免は、3手帳所持児童及び医療的ケア児に限り継続
※3手帳とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

【現行】

区分	対象年齢	第1子	第2子	第3子
児童発達支援	0～2歳	無償（市独自）		無償
	3～5歳	無償		
放課後等 デイサービス	6歳以上	無償（市独自）		

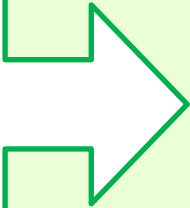


【見直し案】

区分	対象年齢	第1子	第2子	第3子
児童発達支援	0～2歳	無償（市独自）		無償
	3～5歳	無償		
放課後等 デイサービス	6歳以上	無償（市独自） （3手帳・医療的ケア児に限る）		
		上記以外は10%負担 （国に準ずる）		

利用者負担額（独自減免）の見直しの実施時期について

- 各団体等への協議・報告等を終えてから1年以上の周知期間を設ける
- 年間を通じた療育計画を作成するため、令和8年度中に利用者へ周知を行う



令和9年10月実施

令和8年度中に利用者
への周知を行う